

くらしのパートナー

セルフ型スポーツジムの解約トラブルに注意! ～申し込む前に契約内容をよく確認しましょう～

事例 運動不足解消のため、家の近くにオープンしたセルフ型スポーツジムを申し込んだ。店舗にスタッフはおらず、入会手続きは事業者のホームページから行なった。通い始めて1カ月後、体調を崩して通えなくなった。今後も利用できそうにないので解約したいと思い、事業者のホームページの案内通りに解約操作を試みたが、途中で操作がわからなくなり、解約できなかった。早く解約したいが電話が繋がらない。どうしたらよいか。

月額料金が低価格なセルフ型スポーツジムが増え、好きな時間に気軽に利用できる24時間営業の店舗もあり人気を集めているなか、解約に伴うトラブルの相談が増えています。不明な点などをスタッフに直接尋ねることができないために、解約したつもりでも正式な解約手続きが済んでおらず、料金の引落としが続いたケースもみられます。

事業者と連絡が取れない場合は、電話・メール・サイト上の問合せフォーム等、複数の方法で問い合わせましょう。事業者のホームページに電話が繋がりにくい時間帯などのお知らせが出ていることもあるので確認しましょう。解約手続きをしたときはいつ、どのように行ったか、事業者とのやりとりなどの記録を残し、解約手続き後には、料金の引落としが止まっているか、銀行口座やクレジットカードの利用明細を確認してください。

なお、スポーツジムのホームページから入会を申し込んだ場合、特定商取引法の通信販売に該当します。通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、解約条件は原則としてホームページに記載された規約通りとなります。入会時には規約をよく読み、施設の利用方法や解約の手続き・申し出期間、解約時の料金精算方法などを確認することが大切です。

トラブルにならないためにも、契約時には契約内容をよく理解し、特典などに惑わされずに自分に合っているか、継続して通うことができるかなどを冷静に判断して契約するようにしましょう。



イラスト: まつなげ もえ



お金の終活



LIFE MAP 合同会社
代表 竹川 美奈子 氏

みなさんはお金の管理をどうされていますか。最近は税優遇のある制度、例えば、NISA(少額投資非課税制度)やiDeCo(個人型確定拠出年金)などを利用する方も増えています。それに伴い、預貯金だけでなく、株式や投資信託といった金融商品を保有している場合もあるでしょう。今回は「お金の終活」について考えてきます。

● まずはお金の見える化

お金の「終活」の第一歩は**保有している金融資産の把握**です。どの金融機関に、どのような金融商品を、どのくらい保有しているのかを書き出してみましょ。例えば、市販の「エンディングノート」などを活用してもよいですし、マネーフォワードなどの家計簿アプリを使って、利用している金融機関を同期すると全体像がつかめます。意外と忘れていたものもあるかもしれません。**金融商品や金融口座を網羅する、資産リストを作っておきましょう。**資産リストを作っておくことは休眠預金の予防にもなります。

金融資産の「見える化」ができれば、**金融口座・金融商品の“断捨離”**を行いましょ。ご自身にとっても、未来の相続人にとっても、金融資産管理はシンプルなのがいちばんです。残す口座・保有し続けたい商品を決め、**利用していない銀行口座や証券口座はこの機会に閉じることを検討しましょ。**



● NISA口座や特定口座で保有する上場株式や投資信託など

預貯金に加え、株式や債券(国債や社債など)、投資信託なども相続の対象となります。

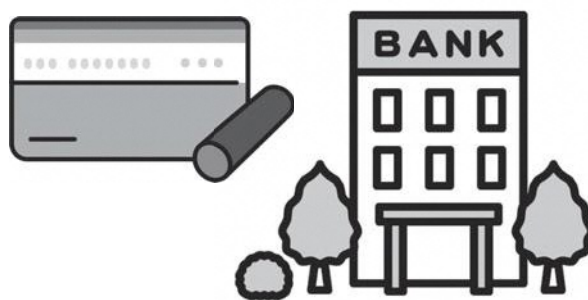
NISA口座を開設している人が亡くなった場合、相続人は口座内で保有する金融商品を相続できます。例えば、亡くなった親族がNISA口座で運用していた株式や投資信託などは、相続人の特定口座に移管することが可能です(相続人のNISA口座に移して非課税で運用し続けることはできません)。その際、金融機関に「相続上場株式等移管依頼書」の提出が必要です。相続発生時点の

含み益（亡くなった方がNISA口座内で購入した株式等の取得価額と相続発生日の時価との差額）については、非課税になります。

注意したいのは**被相続人（亡くなった方）のNISA口座と相続人の特定口座は、同じ金融機関でない**とだめ、ということです。例えば、故人はA証券

券で株式を保有していたが、相続人はB証券会社の口座しか持っていない、という場合、原則、相続人はA証券の口座を開設する必要があります。NISA口座を開設するにはご夫婦、親子で同じ金融機関に口座を開設しておいたほうが手続きはラクです。

特定口座などの課税口座で運用している場合も基本は同じ。証券会社によって取り扱いは変わりますが、基本的には、同じ証券会社に相続人が口座を作ることが必要で、**他の証券会社の相続人の口座への移管はできません**（証券会社によっては直接、別の証券会社の特定口座に移管できる場合もあります。事前にご確認ください）。



● iDeCoに加入している場合

iDeCoの加入者や運用指図者が亡くなった場合、預金や投資信託などで運用している資産はどうなるでしょうか。**遺族は死亡一時金を受け取るかたちになります。**

死亡一時金には税金がかかり、請求する時期によって取り扱いが異なります。死亡後3年以内に死亡一時金の支給が確定した場合は、相続税の課税対象となります。その場合、相続税法上の「みなし相続財産」となり、「500万円×法定相続人の数」の金額まで非課税です。死亡後3年が経過し5年以内に死亡一時金を受取る場合は「一時所得」となります。さらに、**死亡後5年間訴求がないと、死亡一時金を受け取る遺族がないものとみなされてしまいますので、注意が必要です。**

死亡一時金の支払手続きは、記録関連運営管理機関(RK)が行います。連絡先は定期的を送られてくる「年金資産の残高の通知」等に記載されています。

この機会にぜひ金融資産の一覧表をまとめておきましょう。



消費生活センターからのお知らせ

幼児向け消費者教育

人形劇を開催します

開催日 12月15日（日）

演目 「チップとチョコ」（上演時間：45分）

会場 文京シビックホール小ホール

出演 人形劇団ひぼぼたあむ

対象 区内在住・在園の3歳以上の未就学児とその保護者

申込 11月10日（日）～30日（土）

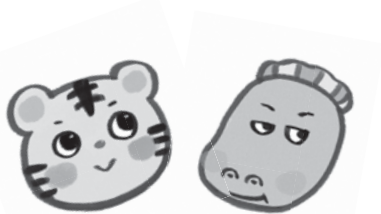


動画配信

配信期間 12月16日（月）～令和7年1月3日（金）

演目 「がんばれローラーくん」

出演 人形劇団プーク



詳細は区ホームページをご覧ください。



※本内容は10月18日時点の情報で作成しています。

文京区消費生活センター

〒112-8555
東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階
TEL 03-5803-1105 / FAX 03-5803-1342
相談専用 TEL 03-5803-1106
受付時間 9:30～16:00（月～金 ※祝日・年末年始を除く）

文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄
東京メトロ丸ノ内線・南北線
⇒後樂園 下車
都営三田線・大江戸線
⇒春日 下車
- 都営バス
⇒春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる
⇒文京シビックセンター下車

